

（6）海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設 ＜第22回WG、第1～2回通関業務SWG結果報告＞



2023年10月27日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 第22回合同WGでのご意見

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設 <2>	（意見） 本仕様のマスターB/Lの登録可能件数はいくつか。 新規事前情報登録、SKA業務は航空にも同様の仕組みがあると思われるが、海上と航空で共通の仕組みや項目とはならないか。	資料では99×99 = 9,801件の例を挙げています。 また、SKA業務は航空のものとは別の仕組みとなっており海上、航空それぞれの貨物情報に合わせた項目とご認識ください。
2			（意見） 本仕様の親子関係の関連付けは煩雑と感じる。親B/Lに対する子B/Lの登録可能件数を拡大する対応は考慮されていないのか。	登録件数の拡大について検討いたしましたが、システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。
3			（意見） 紐づけ可能な件数が少ないという点についてはご認識いただきたい。	承知いたしました。
4			（質問） 急増する輸入貨物の対応について別議題としてあることを認識しており、そちらは越境ECへの対応と理解している。本案件についても越境ECに関連する内容か。また、SKA業務の入力者はどの業種を想定しているか。	対象とする種別や入力者については現在関税局・税関にて協議している内容となるため現時点での回答は控えさせていただきます。 SKA業務の登録を行う貨物の種類は限定される可能性があり、対象と業種についてはそれを踏まえて今後回答いたします。 （第23回合同WGで追記） ・制度について 本WG資料「（6）海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設 <5>」の、P1に制度概要案を記載しています。 ・SKA業務の入力者について 本資料のP6「第1回通関業務サブワーキングでのご意見」の、項番3が回答となります。
5			（意見） 1マスターB/Lに対する紐づけ件数が99件というのは、少ない印象である。	ご意見につきましては承知しておりますが、システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。
6			（質問） SKA業務を行った場合はNVC01業務の入力は省略されるという理解でよいか。	NVC01業務による貨物情報の登録は実施していただく必要があります。ただし、SKA業務実施時に選択することで自動的に貨物情報を作成することも可能となります。

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
7	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設 <2>	<p>（意見）</p> <p>NVC01業務、BIA業務を実施している現場の声として、ハウスB/Lが20件を超えた場合の端数のハウスB/Lの誤登録防止の観点から、NVC01業務の登録件数の拡大は検討していただけないか。また、SKA業務を実施するメリットがあればご教示願いたい。</p>	<p>送信件数の拡大については、NVC01業務自体の見直しとなり、現時点で回答は控えさせていただきますが、拡大の要望については承知しております。</p> <p>資料4ページのとおり、最終的には海上の簡易輸入申告制度の導入を目的としており、SKA業務を実施した者のみが簡易輸入申告を行える、という制度の建付けになっていることをご理解ください。</p>
8			<p>（意見）</p> <p>前回も同様の質問を行ったが、本件は多数件処理の業務となるか。また、経由するサーバについては航空の多数件処理を行うのか。</p> <p>件数はどの程度を見込んでいるか、許可後処理の負荷を踏まえて遅延の起きないような仕組みとして検討していただきたい。</p>	<p>処理自体は多数件業務となります。サーバ構成については現在検討中であり、件数の拡大状況と対象者を踏まえて検討を進めてまいります。</p>
9			<p>（意見）（WG後）</p> <p>CFS輸入混載業務に於いて親BL1件に対し子HOUSE BLが従来通り20件迄しか搬入出来ないのは増加する輸入貨物の迅速な搬入出を実現するにあたり残念な部分ではある。</p>	<p>システム負荷等や大掛かりな仕組みの変更を要するため、やむなく拡大は行わないこととしておりますことをご理解ください。</p>
10			<p>（質問）（WG後）</p> <p>「SKA」この業務は登録だけなのでしょうか？この業務ですること税関に連絡が行くのでしょうか？</p>	<p>SKA業務は、処理区分として登録のみを想定しており訂正や取消は想定しておりません。</p> <p>また、登録を実施いただくことで、税関に登録内容が通知されます。</p>

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
11	2	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<2>	<p>（質問）（WG後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在運用されている【航空】の小口貨物における簡易通関（マニフェスト通関）の条件は、以下の4点となっております。 <p>①HAWBに基づく貨物であって、一のHAWBに係る貨物について関税率法第14条18号（無条件免税）の規定が適用されるもの（課税価格の合計額が1万円以下であり、かつ、関税率法施行令第16条の3（関税を免除することを相当としない物品の指定）に指定される品目に該当しないもの。）。</p> <p>②消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの。</p> <p>③関税法第70条第1項又は第2項（証明又は確認）に規定する他法令の証明又は確認を要しないもの。</p> <p>④関税法第71条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）に規定する原産地虚偽又は誤認表示がなされていないもの</p> <p>【海上】小口貨物における簡易通関の導入に係る業務を新設となった場合、同条件での運用を検討しているのか？ また、無条件免税の額（課税価格の合計額が1万円以下）の変更等は検討されておりますでしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>関税局・税関において制度の詳細を検討しておりますので、検討に応じて随時ご案内させていただきます。</p> <p>（第23回合同WGで追記） 本WG資料「（6）海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<5>」の、P1に制度概要案を記載しています。</p>

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<3> 2. 新規業務概要	(質問) 簡易申告に事項登録は設けないのか。	事項登録は航空マニフェスト通関と同様、設ける予定はありません。
2		(質問) (SWG後) 「SKA」業務の対象となるのは、海上簡易輸入申告が出来るもののみという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、SDC業務を行う予定の貨物に対して、SKA業務を行っていただきます。SDC業務を行わないのであれば、SKA業務を行う必要はありません。 なお、SKA業務を行った貨物に対して、IDC業務で申告を行うことも可能です。(SKA業務を行った後に、海上簡易輸入申告の条件を満たしていないことが判明した場合などを考慮)
3	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<3> 3.SKA業務の機能概要	(質問) SKA業務を行う業種は、どの業種や役割を想定されているかご教示願いたい。	業種は通関業、保税蔵置場、NVOCC、海貨業です。 例えば保税蔵置場、通関業の業種を保持している企業の場合、同一企業でSKA業務は保税蔵置場の利用者コードで行い、SDC業務は通関業の利用者コードで実施する場合も想定されます。 一方、異なる企業同士でそれぞれ業務実施していただく場合も想定しています。 いずれの場合も、実施者間で事前に調整し、税関にそれぞれの実施者の利用者コードを申し出てください、予めシステム上に実施者の登録を行い、登録された者が利用可能となる想定です。 会議後追記：基本的に、SDC業務・NVC01業務を行う企業が、SKA業務を行うことが想定されます。

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
4		<p>（意見）（SWG後） 弊社は、海上小口貨物の輸入通関を現在、NVC01業務を行った後に、予備申告体制で通関を行っているため、PID 業務は、是非取り入れて頂きたい業務ですので、前向きなご検討をお願い致します。</p>	<p>ご要望をいただいたところですが、改修費用及び改修期間を検討した結果、予備申告「U」の実装は見送ります。</p>
5	<p>海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<3></p>	<p>（意見） 海上貨物の場合、即時性より確実性を要求される認識である。そのため、U申告については当社では使用しないと思われる。</p>	
6	<p>6. 予備申告を利用した場合の業務フロー ※「U：予備申告（貨物到着時自動起動）」について</p>	<p>（意見）（SWG後） 現在、今後の海上貨物の増加を考えると、スピードを要求されることも今後考えられ、予備申告を希望する意見が多かったです。仮に7次で実装せず予備申告が必要になり8次まで待つというのは不都合ですので予備申告の実装を希望します。</p>	<p>項番4に記載</p>
7		<p>（意見）（SWG後） 現行は使用が無くとも将来的に使用の可能性があるので機能としては必要と思います。</p>	

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
8	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<3> 6. 予備申告を利用した場合の業務フロー ※「U：予備申告（貨物到着時自動起動）」について	（意見）（SWG後） 当社としては実装されても使用するかどうかは業者判断のため、どちらでも構わないというスタンスです。言い換えると、実装されなくても問題ありません。	項番4に記載
9		（意見）（SWG後） 海上貨物はスピードより正確性を求める為、当社としては利用しないので、実装の必要はない見解となりました。	
10		（意見）（SWG後） 貨物搬入前に本申告許可になるのは迅速輸入が目的であればメリットはあると思います。 ただ、「安全性を優先させる」ためには、倉庫側がチェックを確実にを行い、相違があれば確認がとれるまでは搬入処理（登録）を行わないことが前提でなければいけないと思います。	
11		（意見）（SWG後） 安全性を考慮すれば、搬入確認→申告という流れを守るべきかと思います。 現物とNACCSデータの照合は必要です。	
12		（意見）（SWG後） 予備申告の起動条件であるPID業務の実施は任意のため、必須業務のPKI・PKK業務で起動することを希望します。	

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設<4> 7.ご意見をお伺いしたい事項	（質問） 提示のあったSDC業務までのSKA業務の1送信あたりの件数の処理時間の違いはどの程度か。	20件の場合、基本的に待ち時間がないものと考えていただいて結構です。99件の場合、数万件単位で処理されることも想定され、数十分程度の処理時間を想定しております。
2		（質問） 1送信当たり20件とは何を根拠としているのか。	SKA業務後の貨物情報の自動登録を実施する1NV業務はNVC01業務相当としており、NVC01業務が1送信当たり20件登録可能なため、NVC01業務に合わせた件数としております。
3		（質問） 例えば20件で当初リリース後、使用頻度や要望を踏まえてプログラム変更によって件数を拡大することは可能か。	99件は内部処理対象の業務とする必要性の高い件数であるため、変更を行う場合大規模な改変となる認識です。
4		（意見） 通関業者の運用次第ではあるが、SKA業務実施後すぐにSDC業務を実施することは考えづらいと推測する。	自社システムの作りこみに関わる内容であると考えております。

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
5	予備申告「U」の実装について	（意見）（SWG後） 各業務について各社様要望等があるかと思いますが、断念する理由が改修費用、改修期間を理由にされてしまいますと今後も新たな要望を出しても無理だと感じてしまいます、要望意見をお聞きするのであれば、実施する方向でまずは進めて頂きたいです。	本件については、前向きに検討を進めてきたところですが、想定よりも開発規模が大きいことが判明し、対応を見送ることとなりました。 ご希望に沿えず大変申し訳ございませんが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。
6	SKAの送信件数について	（質問）（SWG後） SKA業務1送信当たりの処理件数について 1送信当たり最大20件とすることに、全く異論はございません。 （待つ時間がなくSDC業務が実施可能となることは、むしろ有難いことです）	ご意見ありがとうございます。 1送信あたりの件数は20件で進めさせていただきます。
7	SKAの送信件数について	（意見）（SWG後） SKA業務の送信可能件数の件ですが、社内でも「現行のNVC01業務が20件/1送信だが不便は感じていないので、現状より減らされない限り問題無い」とする意見と、「対象が簡易通関となるので、件数は現行の混載より劇的に増えると考えられるので90にして送信件数を増やさない方が良い」とする意見に分かれています。 前者の意見は次期の後続業務の1NV業務と整合がとれて良い様に見えますが、後者の意見も今後7年のサイクルを考慮すると一考に値し、むしろ1NV業務の処理件数が20のままなのが疑問となります。	SKA業務の1送信当たりの送信可能件数については、SKA業務の1送信あたりの件数の処理時間等を検討した結果、20件とさせていただきます。 1NV業務については、第22回WGでのご意見に対する回答の通り、NVC01業務の送信可能件数の拡大は行わない方針といたしましたので、NVC01業務相当の1NV業務についても送信可能件数は20件のままとさせていただきます。
8	SKAの送信件数について	（意見）（SWG後） 実際にやってみないと想像できないので、99件でないと困る方の意見を優先させるべきと考えます。	通常混載貨物の通関業務運用とは異なり、自社システムからの送信を前提としています。また、項番6の現在小口貨物の大量通関を行ってる事業者からのご意見より、SKA業務の正常終了後に登録有無確認や待ち時間なくSDC業務実施可能となるメリットを最大限享受する事から、1送信当たりの処理件数は最大20件とさせていただきます。